

# 「介護保険サービス低所得者利用者負担軽減措置事業（社会福祉法人等による利用者負担軽減）」の趣旨

能代市の実施要綱・補助要綱は、厚生省通知（平成12年5月1日老発第474号）「低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の軽減制度の実施について」の別添3「社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業実施要綱」に基づき制定しています。

この軽減は、低所得で生計困難な利用者に対し、介護保険サービスを提供する社会福祉法人がその社会的役割として利用者負担を軽減することにより、介護保険サービスの利用促進を図ることを目的とします。

また、法人が軽減の際に負担した費用の一部を、公費（市・県・国）で助成します。

..... 本来受領すべき利用者負担総額 A .....		全利用者（軽減対象者及び対象外者）の自己負担として 事業所が受領した額
..... 軽減総額 B .....		
法人負担	公費で1/2負担	
	法人が1/2負担	

公費負担の内訳  
市1/4、県1/4、国1/2

※特養の場合は、BがAの10%を超えていれば**超過分が全額公費負担**となります。

※軽減総額BがAの1%を超えない場合は、公費助成はなく、全額法人の持ち出しとなります。

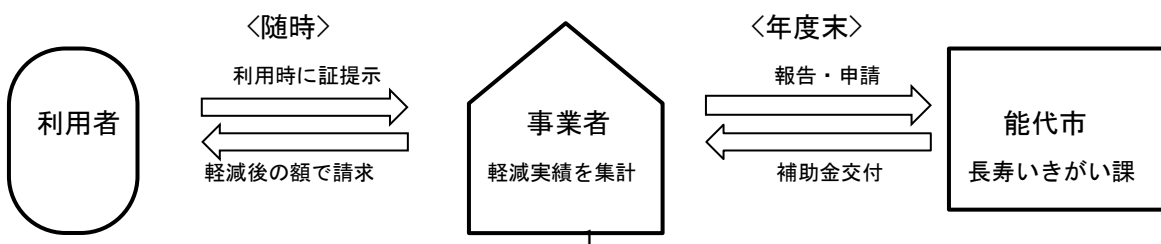
（例）A=2,000,000、B=175,000の場合は、 $(B - Aの1\%) \times 1/2 = 77,000$ 円（千円未満は切捨）

が助成されますが、

A=2,000,000、B=18,000の場合は、Aの1%20,000円を超えないので助成されません。

## 軽減のしくみ

社福軽減は、利用者に対しては、利用料を請求するときに随時軽減を実施（軽減後の額で請求）し、その実績（事業者が負担した分…つまり利用者から徴収しなかった分）を一年間（4～3月分）集計して、年度末に能代市へ補助金の交付申請を行います。



## 軽減実施法人

社福軽減を実施し、補助金の助成対象となる事業所は、対象となる介護保険サービスを実施しており、「社会福祉法人等による利用者負担軽減実施申出書」（様式）により、秋田県知事及び市長に申し出をした社会福祉法人等が運営する事業所です。

実施の申し出は法人単位で行い、その法人が運営する全ての当該サービスについて軽減を実施します。

## 対象サービス

- ①訪問介護
  - ②通所介護
  - ③短期入所生活介護
  - ④定期巡回・随時対応型訪問介護
  - ⑤夜間対応型訪問介護
  - ⑥地域密着型通所介護
  - ⑦認知症対応型通所介護
  - ⑧小規模多機能型居宅介護
  - ⑨地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
  - ⑩複合型サービス
  - ⑪介護福祉施設サービス（特別養護老人ホーム）
  - ⑫介護予防訪問介護
  - ⑬介護予防通所介護
  - ⑭介護予防短期入所生活介護
  - ⑮介護予防認知症対応型通所介護
  - ⑯介護予防小規模多機能型居宅介護
  - ⑰第1号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業（自己負担割合が保険給付と同様のものに限る。）
  - ⑱第1号通所事業のうち介護予防通所介護に相当する事業（自己負担割合が保険給付と同様のものに限る。）
- ※ただし、生活保護受給者については、③⑨⑪⑭において、ユニット型個室・ユニット型準個室・従来型個室を利用した場合のみ適用。

## 認定対象者

能代市の実施要綱では、次のいずれにも該当する方を認定対象としています。

- (1) 市民税非課税世帯であること
- (2) 年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること。

### 収入基準

アからエのいずれかの世帯状況に応じた収入基準以下であること

世帯状況		軽減対象者が属する世帯の 世帯主及び全ての世帯員の収入金額の合計
ア	単身世帯	150万円以下
イ	2人世帯	200万円以下
ウ	3人世帯	250万円以下
エ	4人以上の世帯	250万円に、3人を超える世帯員1人につき50万円を加えた額以下

- (3) 預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること。

### 資産基準

アからエのいずれかの世帯状況に応じた資産基準以下であること。

世帯状況		軽減対象者が属する世帯の世帯主及び全ての 世帯員の所有する預貯金、現金及び有価証券の 合計額
ア	単身世帯	350万円以下
イ	2人世帯	450万円以下
ウ	3人世帯	550万円以下
エ	4人以上の世帯	550万円に、3人を超える世帯員1人につき 100万円を加えた額以下
オ 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと。		

- (4) 負担能力のある親族等に扶養されていないこと
- (5) 介護保険料を滞納していないこと

## 軽減の実施と内容

### (1) 利用者への軽減の実施

- ① 事業者は、利用者が対象サービスを利用する時に、「社会福祉法人による利用者負担軽減確認証（第4号様式）」を持っているか確認を行なってください。持っていれば提示してもらい、有効期間内か確認します。年度更新後（8月以降）は特にご注意ください。

なお、能代市以外の市町村が発行した確認証であっても同様に軽減することができます。ただし、軽減内容や有効期間が異なる場合がありますので、証をよくご確認ください。

- ② 利用料を請求する際に、確認証に記載された減額割合で軽減を行い、請求します。他の制度との適用関係（（4）「他制度との関係」を参照）にご注意ください。

### (2) 対象費用と軽減率

利用者負担（[A] 10%負担 [B] 食費 [C] 居住費）を、確認証に記載された軽減割合で軽減します。原則として [A] 10%負担を25%軽減、[B] 食費 [C] 居住費を25%軽減します。（老齢福祉年金受給者は50%軽減）

軽減割合をかけて端数が生じたときは、利用者分を切り上げとします。

ただし、利用者負担第2段階の方が介護老人福祉施設・小規模多機能型居宅介護・地域密着型介護老人福祉施設を利用された場合は、高額介護サービス費で軽減を行なうものとし、[A] 10%負担は軽減対象外とします。

利用者負担第2段階の方には減額割合の欄に「適用外あり」を印字しますので、介護老人福祉施設・小規模多機能型居宅介護・地域密着型介護老人福祉施設での請求の際はご注意ください。（その他のサービスについては印字は関係ありません。）

「適用外あり」と印字があれば、利用者負担第2段階です。

### ※旧措置入所者の取扱について

特養の旧措置入所者で利用者負担割合が5パーセント以下の者は、本制度の適用となりません。ただし、旧措置入所者で利用者負担割合が5パーセント以下の者のユニット型個室の居住費に係る利用者負担額については軽減の対象とします。

### (3) 生活保護対象者について

生活保護受給者のユニット型個室・ユニット型準個室・従来型個室の居住費（ショートステイの滞在費を含む）に係る利用者負担の全額を軽減します。

#### (4) 他制度との関係

優先順位
1 補足給付
2 社福軽減
3 高額介護サービス費

##### ① 補足給付

[B] 食費、[C] 居住費については補足給付が優先的に適用されます。補足給付の利用者負担限度額に軽減を行いません。

##### ② 社福軽減

[A] 10%負担と補足給付適用後の[B] 食費、[C] 居住費の金額（利用者負担限度額）を軽減します。

##### ③ 高額介護サービス費

社福軽減を実施後も、利用料の自己負担の上限額を超える場合は、高額介護サービス費の支給します。支給には手続きが必要です。

高額介護サービス費の限度額は、利用者負担第1、2段階が15,000円、利用者負担第3段階が24,600円となります。

## 事業者が負担した軽減実績に対する補助金

補助金は、4月から3月分で算定します。

- ① 軽減実績（事業者が負担している額）を、サービスごと、対象者ごとに集計しておきます。
- ② 年度途中に「補助金見込調査」を行います。その時点の実績をもとに、軽減実施見込みを推計し、補助金の見込額を報告していただきます。
- ③ 調査の結果で「補助金あり（見込）」となった事業者は、その額で補助金交付申請書を作成し提出します。
- ④ 年度終了後（4月）に軽減実績を確定させ報告します。  
実績報告書には確定した補助金額を記入し、請求書類も作成します。
- ⑤ 市は、③の事業者に対し、④で確定した額の補助金を交付します。

## 認定申請（更新）手続き

軽減認定の新規申請の手続きは次のとおりです。

毎年8月1日に確認証の切り替え（年度更新）を行いますが、手続きは基本的に新規申請と同様です。確認証をお持ちの方には6～7月頃に更新手続きについてお知らせしますので、更新もれのないようご注意ください。

- ① 長寿いきがい課から申請書類の様式（申請書・年金収入等申告書）を受け取り、必要事項を記入します。
- ② 申請書・年金収入等申告書に収入額のわかる書類（年金振込通知書、給与明細書などコピー可）を添付して、長寿いきがい課へ送付します。  
申請は、本人や家族の依頼を受けた施設職員が代行することもできますが、収入や資産等の個人情報を取り扱いますので十分ご配慮ください。
- ③ 申請書類を審査し、要件に該当する場合は、社福軽減の「確認証」を市から送付します。